

フランスの高齢女性と年金

—なぜフランスの高齢女性は貧困なのか—

神尾 真知子

■ 要約

フランスでは、75歳以上の女性のうち約15%が貧困であり、高齢貧困者のうち4人に3人は女性である。単身で派生的権利の年金しか受給していない高齢者のほとんどは女性であり、寡婦に支給される振替年金額は低い。また、直接的権利としての年金権は、職業活動と結びついているので、職業活動における男女差が、年金額における男女差を生んでいる。特に、女性は育児によって就労を中断しがちであることが年金に影響を与えている。そこで、出産奨励的な家族政策の強い影響を受けて、育児をする人、特に女性のための優遇措置が年金制度上設けられている。これらの制度が、年金における事実上の男女格差の是正に貢献してきたことは否定できない。しかし、2009年の破毀院判決は、子どもの養育に対する保険期間の加算を女性にだけ認める法規定を、男女平等原則に反するとした。2010年の年金改革は、男女賃金格差を是正する取組みを行わない企業に対して、経済的制裁を課す労働法典の改正も行った。

■ キーワード

家族政策、保険期間の加算、年金額の割増、振替年金、男女平等原則

I. はじめに

フランスでは、約1,500万人が、直接的権利(droit direct)¹⁾の年金を受給し、2006年以降、毎年50万人以上が年金を受給している。すべての制度の平均年金受給額は、月1,122ユーロ(約13万3,500円)²⁾であり、2003年以降、年平均インフレ率よりも約0.6ポイント上回る伸びである平均2.4%引き上げられている。公私の年金制度によって支払われる年金総額は、2,510億ユーロ(29兆8,690億円)であり、国内総生産の12.9%に相当する。そのうち、基礎制度では1,800億ユーロ(21兆4,200億円)、補足制度では650億ユーロ(7兆7,350億円)、付加制度では60億ユーロ(7,140億円)が支払われている(以上、2008年の数字)。

これまで、フランスにおいても何度か年金制度

改革が行われてきたが、2010年の年金制度改革(以下、2010年改革)では、それに反発する労働者たちがストライキをするなど、一時騒然とした状況になった。2010年の年金制度改革の大きな目的は、年金財政の健全化であるが³⁾、女性と年金問題も改革の大きなテーマの一つであった。

本稿は、IIで、フランスの年金制度の給付について、日本との違いを中心に述べる。IIIで、女性が育児などの責任を負っていることを配慮した「年金制度における家族および配偶者の権利」について述べる。IVで、高齢女性の年金の状況を概観し、なぜフランスの高齢女性は貧困なのかについて検討し、2010年改革を含めて、年金制度における男女平等原則について考察する。なお、本稿では、主に、民間部門の労働者が加入する一般制度(基礎制度という表現も使う)について言及する。

II フランスの年金制度

1 拠出制の年金制度

フランスの公的年金制度は、強制加入であること、社会保険方式をとっていること、賦課方式であること、再分配機能をもっていることにおいては、日本の年金制度と共通であるが、大きく異なる点がいくつかある⁴⁾。

第1に、年金制度は職域ごとに分かれ、日本の国民年金のような地域住民を対象とした年金制度は存在していない。したがって、職業活動をしていることが年金制度加入の原則であり、直接的権利としての年金権は職業活動と結びついている。したがって、職業活動の男女差は、ただちに年金の男女差として反映されることになる。

なお、フランスでは、以前6か月以上強制的に年金制度に加入していたが強制保険の条件を満たさなくなった人や、報酬を受け取ることなく障碍のある配偶者や家族を介護した人については、任意に加入できる任意保険 (Assurance volontaire) がある⁵⁾。後者については、6か月以上の年金加入要件は課されない。また、子どもまたは障碍のある子どもを養育している親も任意保険に加入することができる。家族的責任を負っていて、職業活動をできない人で、Ⅲで述べる家にいる親のための老齢保険 (AVPF) の要件を満たさない人は、任意保険に加入することになる。ただし、任意保険であるので、加入しないこともできる。

第2に、年金額は、所得比例であり、日本の基礎年金のように税金が投入されて定額が支給される仕組みはない。職業活動中の賃金等の所得が日本よりも大きく年金額に反映される。

具体的に、年金額は次のように計算される。「平均賃金年額×支給率×加入期間／年齢によって決められた四半期数」。平均賃金年額は、最高所得の25年間の平均である。さらに、2010年改革

で、年金受給開始可能年齢、満額年金受給年齢、年齢によって決められた四半期数の各引上げがなされた。満額の支給率 (au taux plein) は50%である。

例えば、表1に見るように、1952年に生まれた人の場合は、年金受給開始可能年齢は、60歳と8か月で、満額の支給率のために必要な四半期数は、164四半期 (41年) となり、四半期数にかかわらず満額の支給率になる年金支給開始年齢は65歳と8か月である。加入期間が164四半期に満たない場合には、不足する四半期ごとに減額される (減額率は、2013年に不足する四半期ごとに1.25%であり年間5%に相当する)。逆に、年金受給開始可能年齢に必要な四半期数を満たし満額の支給率で年金を受給できる場合には、就労を続けて、支給率の上乗せができる (現在5%上乗せ)。このように、フランスでは、年金受給開始可能年齢到達以降、自分の年金受給年齢を、自分の事情に応じて選択することができる。

なお、被保険者が疾病・出産・障碍・労災に関する給付を受けている期間などは、老齢保険の保険期間とみなされる。

第3に、日本のように、老齢、障碍、遺族 (一家の稼ぎ手の死亡) という3つのリスクを一つの年金制度から給付する仕組みになっていない。社会保障法典 (Code de la Sécurité Sociale) 第3巻「社会保険」において、疾病保険 (assurance maladie)、出産保険 (assurance maternité)、障碍保険 (assurance invalidité)、老齢保険 (assurance vieillesse)、寡婦 (夫) 保険 (assurance veuvage)、死亡保険 (assurance décès) が定められていることが示すように、リスクごとに社会保険制度が作られている。そして、Ⅲで述べるように、日本のような手厚い遺族年金制度は存在していない。

第4に、私的年金を含むと、年金制度は、3つの階層からなっている。第1階層は、法的な強制加入制度である基礎制度 (les régimes de base

表1 年金受給開始可能年齢と必要な保険期間

生年	改革前の必要とされる四半期数	改革後の必要とされる四半期数	改革前の年金受給開始可能年齢	改革後の年金受給開始可能年齢	改革前の満額支給率の年齢	改革後の満額年金受給年齢（減額なし）
1951年1月1日から 1951年6月30日*	163四半期	163四半期	60歳	60歳	65歳	65歳
1951年7月1日から 1951年12月31日	163四半期	163四半期	60歳	60歳4か月	65歳	65歳4か月
1952年	164四半期	164四半期	60歳	60歳8か月	65歳	65歳8か月
1953年	164四半期	165四半期**	60歳	61歳	65歳	66歳
1954年	164四半期	165四半期	60歳	61歳4か月	65歳	66歳4か月
1955年	164四半期	165四半期	60歳	61歳8か月	65歳	66歳8か月
1956年以降***	164四半期	165四半期	60歳	62歳	65歳	67歳

資料出所：GIP INFO RETRAITE

* 1951年以前に生まれた世代は、2010年の年金改革によって影響を受けない。

** この点は、2010年12月31日前からデクレによって確定されなければならない。

*** 保険期間は、年金に関する2003年法に従って、平均余命によって変動しうる。

légalement obligatoires) であり、職域ごとに異なる制度が形成されている。第2階層も、法的な強制加入制度である補足制度 (les régimes complémentaire légalement obligatoires) である。補足制度の保険料や給付などは、法律ではなく、労使間の協定によって定められている。

補足制度は、大半が基礎制度と同じ被保険者をカバーしている。民間労働者（幹部社員以外）については、基礎制度 (CNAV) と補足制度 (ARRCO) の2つの別個の制度が運営されている。幹部社員については、3つの制度が運営されている (CNAV・ARRCO・AGRIC)。非被用者については、同じ金庫が基礎制度と補足制度を運営している (CNAVPL など)。以上が公的な年金制度である (図1参照)。第3階層は、私的な制度で、団体または個人的な年金貯金型 (les formes d'épargne retraite collective ou individuelle) であり、多様である (régimes supplémentaire facultatifs ともいわれるので、以後、付加制度という)。

第5に、フランスの年金制度は、家族政策の影

響を強く受けていることである。家族政策の出産奨励的な政策が年金制度において取られているので、「子育て」が年金制度上非常に手厚く配慮されている。そして、その配慮はこれまで女性に対してなされてきた。

なお、フランスには、日本の第3号被保険者制度のように、労働者の被扶養配偶者を被保険者とする仕組みは存在しない。また、離婚時年金分割も制度化されていない。

2 短時間労働者と年金制度

社会保障法典L.311-2は、「たとえ年金の権利があったとしても、年齢を問わず、国籍や性別を問わず、労働者であるかまたはいかなる資格で働くかを問わず、場所を問わず、1人か複数の使用者のために働くかを問わず、報酬の額や性質を問わず、契約の形式・性質・効力を問わず、すべての人は一般制度の社会保険に強制加入する」と規定しているので、短時間労働者であっても、老齢保険を含む社会保険に加入しなければならない。

	基 礎 年 金	補 足 年 金	
労働者			
農業労働者	MSA（農業社会共済）	ARRCO (労働者補足年金)	AGRIC (幹部社員補足年金)
工業・商業・サービス業労働者	CNAV (社会保障一般制度)		
国家・公共団体の資格のない職員		IRCANTEC	
船舶・航空職員		CRPN	
企業に属する労働者、または特別の地位にある職業の労働者	フランス銀行、炭鉱年金、CNIIEG（ガス・電気）、CRPCF（コメディー・フランセーズ）、CRPCEN（公証人）、ENIM（船員）、パリ・オペラ座、ストラスブール自治港、CRP RATP（パリ交通公団）、CRP SNCF（フランス国有鉄道）		
公務員			
国家公務員・司法官・軍人	国家年金サービス		RAFP追加年金
地方自治体・病院の職員	CNRACL（地方公務員年金全国金庫）		
国の現業職	FSPOEIE（国家工業事業所労働者年金特別基金）		
非労働者			
農業経営者	MSA（農業社会共済）		
職人・商人・工場経営者	RSI（独立社会制度・AVAとORGANICの統合された制度）		
自由業	CNAVPL（基礎年金+補足制度+職業部門による付加制度） CRN（公証人）、CAVOM（裁判所付属職公務員）、CARMF（医師）、CARCDSF（歯医者、助産師）CAVP（薬剤師）、CARPMO（看護師、運動療法士等）CARPV（獣医）、CAVAMAC（保険社員）、CAVEC（公認会計士）、CIPAV（建築家・種々の自由業）		
	CNBF（弁護士）フランス弁護士全国金庫		
芸術家、独創的作品の作家	CNAV 社会保障一般制度	IRCEC 補足年金	
漁船の船長	ENIM		
宗教に属する者	CAVIMAC（宗教の老齢・障害・疾病保険金庫）		

資料出所：GIP INFO RETRAITE

図1 公的年金制度の階層性

しかし、民間部門の短時間労働者が1年間の老齢保険（4四半期）を受給するためには、暦年でSMIC（La Salaire minimum de croissance、成長最低賃金）の時給の800倍以上の収入を受け取っていないなければならない。2011年のSMICの時給は9ユーロであるから、7,200ユーロ（85万6,800円）の年収が必要となる。もし、年収がSMICの時給の800倍未満の場合には、SMICの時給の200倍（1,800ユーロ＝21万4,200円）となるような1四半期を基礎として、一定の四半期を満たすことができる。

すなわち、老齢保険の保険期間として有効（validé）とされる四半期となるためには、SMICの時給の200倍を基礎とした保険料を納めていなければならない。

大半の短時間労働者は、フルタイムの労働者と同じ資格で、老齢保険の4四半期を満たすことができるといわれている。しかし、短時間労働者が満額の支給率の年金に必要な保険期間を満たすことができたとしても、年金額はその報酬に基づいて計算されるので、同じ仕事をするフルタイムの

労働者の年金額より劣ることになる。そこで、1993年と1998年法によって、フルタイムから短時間勤務に変更した労働者については、フルタイムの報酬を算定基礎とすることができるようになったが、元々短時間労働者として採用された場合には、適用されなかった。

そこで、短時間労働者への適用を拡大するために、2003年8月21日法（基礎制度および補足制度のうちARRCOとAGRICのみ適用）は、次のような3つの措置を取った。(A) 再設定されるフルタイムの賃金に基づく保険料支払いの可能性は、すべての短時間労働者に開かれるようにした。すなわち、短時間労働者として雇用された労働者も、その可能性を利用できるようになった。(B) この可能性は、同様に以前の制度では不可能だった複数の短時間労働をしている人にも開かれるようにした。(C) 働く時間数によって報酬が決められない労働者も、保険料を多く支払うことができるようにした。この制度を利用するためには、使用者との合意が必要である。使用者も、フルタイムの賃金を算定基礎として計算された、より多くの使用者負担の保険料を支払わなければならないからである。

3 無拠出の年金制度

拠出制の年金制度のほかに、高齢者連帯手当(l'allocation de solidarité aux personnes agée、以下ASPА)があり、高齢連帯基金(le Fonds de solidarité vieillesse、FSV)から賄われている。高齢連帯基金は、1993年7月22日法によって創設された。主に、CSG(Contribution sociale généralisée、一般社会拠出金、すべての人が負担。家族給付、高齢保険、疾病保険に支出)の一部によって賄われている。

受給要件は、(A) 原則65歳以上(3人以上の子どもを育て、120四半期の保険期間があり、年金申請以前15年間に5年間の現場労働をしている女性などについては60歳)、(B) フランスに居住して

いること(国籍要件なし)、(C) ASPAを含めて、申請者(場合によっては配偶者、事実婚パートナー、パックスパートナー)の所得が一定額を超えないことである。2010年4月1日から、所得制限は、単身者では年8,507.49ユーロ(101万2,391円)、カップルについては年13,889.62ユーロ(165万2,865円)である。所得がASPАの所得制限を超えない場合には、その差額が支給される。ASPАの一部は、受給者が死亡し、3万9,000ユーロ(464万1,000円)を超える相続が行われたときには、相続人に求償される。

III フランスの年金制度における家族および配偶者の権利⁶⁾

1 家族の権利

フランスの年金制度は、子どもの養育を行っている人、特に女性のために重要な再分配を制度化している。前述したように、出産奨励的な家族政策の強い影響を受けて、育児をする女性に対する優遇措置がある。しかし、現在、そのような性別に基づく優遇措置に対してはさまざまな議論が生じている。

(1) 保険期間の加算(les majorations de durée d'assurance、以下、MDA)

①子どもに関する保険期間の加算

MDAは、1971年12月31日法によって、一般制度に制度化されたが、2つの立法目的を持っていた。第1に、同年に制度化された「家庭の母親のための高齢年金」(assurance vieillesse des mère de famille、以下AVMF、後述する現在のAVPF)の受給者となることのできない女性の年金権を改善すること、第2に、家庭にいる母親が同じ年金水準でより早く退職することを可能すること、であった。しかし、IVで検討するように、母親にだけ加算することについて、男女平等原則に反するとい

う破毀院判決が2009年9月23日に出されたことにより、2010年4月1日以降、MDAは改正された。

加算理由として、「産む性であること (maternité)⁷⁾」、「養育すること」、「養子をとること」がある。

第1に、「産む性であること」に対する4四半期の加算は、各子どもについて、社会保険の被保険者である母親になされる。これは、産む性であること、特に妊娠と出産による母親の職業生活への影響に対して保険期間を加算するものである。なお、子どもが死産であっても加算される。

第2に、子どもの誕生または養子に続く4年間に「養育したこと」に対して、各未成年の子どもについて、4四半期を社会保険の被保険者である父親または母親に保険期間を加算するものである。

両親は、加算対象者を合意に拠って指名するか、または両親間で加算を分かち合うことを決定する。この選択は、子どもの誕生または養子を取ってから4回目の誕生日以降6か月間に所管の老齢保険金庫に表明する。その期限の日に、両親のいずれも被保険者の資格がないときは、両親のいずれかが被保険者を得た最初の日から6か月間に表明すればよい。

もし、両親間で明示的な合意を得られないときは、所管の老齢保険金庫は、最も長い期間子どもの養育を主として行った親に加算を行う。そうでない場合には、加算は両親間で半分ずつ分かち合う。

定められた期間に、両親のいずれかによって選択がなされない場合で、明示的な不同意がないときは、母親を加算対象者として指定した黙示的な共同決定があったとみなす。

誕生または養子に続く4年目が終る前に、子どもが死亡した場合でも、加算はなされる。

親の決定（黙示のものも含む）または加算の付与は、変更することはできないが、子どもが成人になる前に親の片方が死亡した場合には、子どもを実際に育てている生存している親に四半期は付

与される。

ただし、この養育加算には次のような3つの条件がある。(A) 保険期間の条件 (両親ともに、ヨーロッパ経済圏の国の1つまたはスイスの強制加入の社会保障制度に最低8四半期加入していなければならない。なお、この要件は、一方の親が4歳になるまでの期間の全部または1部を1人で子どもを育てた場合には適用されない)、(B) 親権に関する条件 (親は、決定から4年間親権をはく奪されていないこと)、(C) 居住の条件 (加算する4四半期数は、子どもの誕生または養子から4年間の間子どもとともに共通の住居に過ごした年数を超えることはできない)。

第3に、未成年の子どもを「養子」にした場合に、各子どもについて4四半期の加算が、養親に対してなされる。それは、養子の受入れおよび受入れ前の養子手続が職業生活に影響することを配慮したものである。

養親のいずれかが加算されるのかの決定方法は、養育の場合と同じである。

②障害児に関する保険期間の加算

障害児を養育しているまたはしていた場合には、8四半期を限度に保険期間の加算がなされる。もし、拠出した老齢保険の保険料が全く有効な四半期とならないものであったとしても、加算の権利を有する。加算は、子どもが障害児養育手当および補足手当を受給する権利がある場合、または障害児養育手当および障害補足給付を受給する権利がある場合に、認められる。

障害児を養育している、または養育していた人はすべてこの加算の権利を有する。親子関係は不要である。障害児加算は、上述した子どもに対する保険期間の加算や育児親休暇に対する保険期間の加算と併給できる。

③育児親休暇に関する保険期間の加算

育児親休暇を取得する被保険者である父親および母親は、育児親休暇期間に等しい期間を一般制度の保険期間に加算する権利を有する。加算期間は、最長3年である。この加算は、同じ子どもについて①の加算とは併給できない。したがって、両者の制度のうち、有利な方を選択することになる。例えば、3年間育児親休暇を取得した場合には、老齢保険の12四半期の権利を得ることができるのに対し、子どもに関する加算であれば、最長8四半期の加算の権利となるので、育児親休暇の加算を選択することになる。

(2) 年金額の割増

3人以上の子どもを育てていたかまたは育てている父親および母親は、各々基礎制度の年金の10%割増を受ける。もし、子どもが死産だとしても、要件を満たせば割増を受けられる。養子の場合にも割増がなされる。被保険者が、直接の親子関係にないが、引き取り扶養する子どもを16歳以前に少なくとも9年間育てた場合にも、割増がなされる。

(3) 家庭にいる親のための老齢保険 (assurance vieillesse des parents au foyer、以下、AVPF)

AVPFは、子どもを養育するために家庭にいる期間を、老齢保険の算定において保険期間として記帳することを目的としている。子どもの扶養と関連する、職業活動の減少や停止の影響を抑えることが目的である。当初は、女性だけが対象だったが、1979年に男性にも適用されるようになった。家族手当金庫などの家族給付機関が、以下に述べる一定の要件を満たした人のために、社会保障基礎制度の老齢保険に保険料を拠出する。そのことによって、AVPFの権利のある人は、老齢保険に加入することになる。なお、AVPFによる老齢保

険の加入は、一般制度の年金としての権利であり、補足的な年金への加入ではない。

単身者の場合には、次のような要件を満たす必要がある。(A) 乳幼児受け入れ給付の枠内での基礎手当、家族補足手当、乳幼児受け入れ給付の就労自由選択補足手当のうちいずれかを受給していること、(B) 3歳未満の子ども、または2人以上の子どもを扶養していること、(C) 新学期手当の受給のための所得要件を超えないこと。これらの規定は、親つきそい日々補足手当を受給している子どもがいる単身者にも適用される。

カップルの場合には、2つのケースが考えられる。第1は、配偶者または事実婚パートナーが職業活動をしていないか、または参照する年の1月1日に有効な家族手当算定基礎月額12倍を超えない所得であるケースである(2009年では4,670.40ユーロ)。このケースでAVPFの権利を得るためには、(A) 3歳未満の子どもを少なくとも1人扶養し、乳幼児受け入れ手当の基礎手当を受給し、世帯収入が新学期手当付与のため所得制限を超えないこと、または(B) 少なくとも3人の子どもを扶養し、家族補足手当を受給し、世帯収入が家族補足手当付与のための所得制限を超えないこと、のいずれかである。第2は、配偶者または事実婚パートナーが短時間就労をしていて、社会保険料の手取り所得が対象となる年の1月1日に有効な社会保障の所得上限の63%(2011年では月1,856ユーロ)を超えないケースである。このケースでAVPFの権利を得るためには、カップルは少なくとも2人の子どもを養育し、乳幼児受け入れ手当の就労自由選択補足手当を受給していることである。世帯の所得は、家族補足手当の所得制限を超えないことである。これらの要件は、少なくとも1人の子どもを扶養し、親つきそい日々手当を受給しているカップルにも適用される。

家で子どもの世話をするため、または障害者の世話をするために職業活動を停止した人は、次の

ようないずれかの条件でAVPFによって老齢保険に加入できる。(A) 施設にいない、80%以上の永久不能の20歳未満の障害のある子どもを扶養していること、(B) 家庭で援助または一定の付き添いを必要とする状態にあり、80%以上の永久不能にある、配偶者等を引き受けていること。さらに、一定の所得要件がある。例えば、20歳未満の子ども1人では、1万9,718ユーロである。

2 配偶者の権利

(1) 振替年金 (pension de reversion)

日本の遺族年金に相当するものは、フランスでは振替年金であるが、年金の趣旨、受給対象者、仕組み、額などの点で全く異質の年金である。フランスの振替年金の元は、アンシャン・レジームの寡婦資産 (le douaire) である。寡婦資産は、妻が亡くなった夫の財産を継承する権利であり、寡婦は亡夫の財産の半分を享受できる用益権を取得した。フランスでは、結婚という形式にとらわれないカップルが多く存在し、事実婚やPACS (Pacte civil de solidarité、連帯市民契約) という結びつきが法的にも認められている。そして、社会保障の権利においても、配偶者と同様に事実婚やPACSのパートナーに権利を認めているが、振替年金についてだけは別である。振替年金の受給資格者は配偶者のみであり、PACSや事実婚のパートナーに受給資格はない。その理由として、振替年金の源が、元々婚姻と結びついたdouaireにあることが考えられる。当初は、寡婦にのみ支給されていたが、現在は寡夫にも同じ条件で支給されるようになった。振替年金は、死亡した被保険者の受給している、または受給できたはずの年金の一部を、一定の要件を満たした配偶者または元配偶者に振替えるものである。

振替年金は、55歳以上⁸⁾の寡婦(夫)に支給され、寡婦(夫)が再婚しても受給が可能である。

以前は、結婚してから2年以上経過していることも条件であったが、2003年改正で廃止された。離婚して、元配偶者、現配偶者など複数の配偶者が存在する場合には、結婚期間に応じて振替年金を配分する。

収入制限があり、1人暮らしの場合は年収18,720ユーロ (SMIC × 2,080倍、222万7,680円)、カップルの場合 (再婚) は月額年収29,952ユーロ (1人暮らしの1.6倍、356万4,288円) である (2011年)。振替年金の額は被保険者の受給年金額の54%であるので、受給者に他の収入があり、振替年金との合計が上記収入制限を超える場合には減額される。ただし、振替年金の最低保障は月額274.19ユーロ (3万2,629円) であり、上限額は月額795.42ユーロ (9万4,655円) である (2011年)。

(2) 寡婦(夫)手当 (l'allocation de veuvage)

振替年金を受給できる55歳未満で、配偶者が死亡した場合には、寡婦(夫)手当を受給できる。死亡した配偶者が一般制度に保険料を拠出していた場合などで、(A) 寡婦(夫)であること、(B) 再婚していないこと、(C) 事実婚をしていないこと、(D) PACSを締結していないことという要件を満たしている必要がある。また、フランスなどに在住している居住地要件もあるし、月額727.72ユーロ (8万6,599円) を超える所得がある場合には、支給されない。原則2年間支給されるが、配偶者死亡のときに、50歳以上の場合には、寡婦(夫)手当は、振替年金の権利を得られる年齢になるまで、支給される。寡婦(夫)手当は、1年目および2年目ともに月額582.18ユーロ (6万9,279円) である (2011年)。

IV 高齢女性の年金と男女平等原則

1 高齢女性の経済的状況と年金⁹⁾

フランスでは、生活レベルの中間値の60%以下

にある場合を「貧困」というが、女性の貧困率の平均は13.8% (280万人) であるのに対し、男性は12.2% (230万人) で若干女性が上回っている。貧困者に占める女性比率は、54.5%となっている。年齢別に見ると、18歳未満女性17.4% : 男性17.3% 《48.9%》 (以下、女性対男性、《 》内の数字は、年齢層に占める女性比率)、18歳から24歳21.8% : 18.4% 《54.3%》、25歳から34歳12.5% : 10.6% 《54.8%》、35歳から44歳12.8% : 9.8% 《57.3%》、45歳から54歳11.9% : 11.0% 《53.2%》、55歳から64歳9.7% : 9.3% 《52.5%》、65歳から74歳8.3% : 7.4% 《56.0%》、75歳以上15.1% : 8.8% 《73.7%》となっている。女性はすべての年齢層において貧困率が高く、18歳未満をのぞいて、貧困者に占める女性比率は50%を超えている。特に、75歳以上の貧困率の男女差が最も大きくなっている。そして、貧困者に占める女性比率もこの年齢層で最も高くなっている。このように、フランスでは高齢女性の貧困が目立つ (2008年)。

高齢女性が貧困である理由のひとつが、単身で派生的権利の年金しか受給していない高齢女性の存在がある。2001年の数字であるが、より詳細に高齢者の貧困を見ると、表2にあるように、カップルで2人の所得がある世帯に比べて1人の所得しかない世帯や単身者の貧困率が高く、特に派生的権利の年金しか受給していない単身者の貧困率の高さが目立ち、その99%は女性である (約60万人)¹⁰⁾。派生的権利しか受給していない高齢女性が貧困である理由は、寡婦に支給される振替年金の率は高くなく、また支給額に上限があることにある。

また、高齢女性の年金額が少ないことも、貧困をもたらしている。女性の場合、直接的権利の年金だけ受給している者54.4% (男性95.2%以下括弧内は男性の数値)、派生的権利と直接的権利の年金を受給している者32.8% (4.5%)、派生的権利の年金のみ受給している者12.8% (0.3%) となっ

表2 年金受給者の世帯タイプによる貧困率

世帯類型	貧困率 (%)	
	50%以下	60%以下
2人とも年金受給者の世帯	0.8	6.9
1人年金受給者 + 1人就労者の世帯	1.9	5.2
1人年金受給者 + 1人不就労者の世帯	4.2	11.8
1人の直接的権利の年金受給者の世帯	6.9	13.7
1人の派生的権利の年金受給者の世帯	13.5	25.3
調査対象の総計	3.6	10.0
人口全体の総計	6.1	12.4

資料出所：Enquete Rf2001, Calculs Dress et Insee

ている (2004年)。男性は、圧倒的に直接的権利の年金だけを受給しているのに対し、女性の半数近くは派生的権利も受給している。表3の年金額を見ると、男性は、平均月額1,636ユーロ (19万4,684円) であるのに対し、女性は1,020ユーロ (12万1,380円) となっていて、男性の年金額の62%となっている。そして、年金総額に占める直接的権利の割合は、男性は62%であるのに対し、女性は48%となっており、年齢が高くなるにつれて、派生的権利の年金額が増加している。直接的権利の年金額の男女格差は、女性が就労するようになったものの、図2に見るように、以前として厳然と存在している。

IIで述べたように、フランスの年金制度は、職業活動を前提とし、年金が所得比例になっているので、年金額の男女格差は、職業活動の継続性と賃金額における男女格差が生み出している。

フランスの女性の職業活動の主な中断理由は育児である。確かに、フランスの女性は就労継続するようになったといえよう。これは、家族政策が、働く女性が子どもを持つことをあきらめないように、働く女性が子どもを持つ上での障害とな

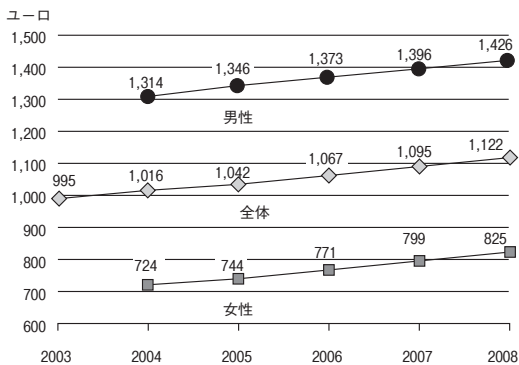
表3 2004年の年金受給者の年金および老齢最低保障の平均月額

	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳以上	総計
男性	1,672ユーロ	1,674ユーロ	1,604ユーロ	1,612ユーロ	1,624ユーロ	1,574ユーロ	1,636ユーロ
内：							
直接的権利*	1,661ユーロ	1,660ユーロ	1,588ユーロ	1,588ユーロ	1,594ユーロ	1,525ユーロ	1,617ユーロ
派生的権利	6ユーロ	8ユーロ	10ユーロ	17ユーロ	22ユーロ	32ユーロ	13ユーロ
老齢最低保障	6ユーロ	5ユーロ	6ユーロ	8ユーロ	8ユーロ	14ユーロ	7ユーロ
女性	1,191ユーロ	961ユーロ	941ユーロ	986ユーロ	1,048ユーロ	1,097ユーロ	1,020ユーロ
内：							
直接的権利*	1,100ユーロ	835ユーロ	742ユーロ	700ユーロ	655ユーロ	639ユーロ	787ユーロ
派生的権利	75ユーロ	120ユーロ	192ユーロ	279ユーロ	373ユーロ	437ユーロ	229ユーロ
老齢最低保障	6ユーロ	7ユーロ	7ユーロ	8ユーロ	11ユーロ	22ユーロ	9ユーロ
男性の年金額に対する女性の年金額比率	71%	57%	59%	61%	65%	70%	62%
年金総額に占める直接的権利*の比率	67%	50%	47%	44%	42%	42%	48%

資料出所：DRESS, Echantillon intrrégimes de retraités (EIR) 2004

調査対象：フランスに生まれ、少なくとも直接的権利の給付を受けている60歳以上の直接的権利の年金受給者（振替年金のみ未受給している者はそのぞく）

*には、3人以上の子ども、扶養配偶者、第三者に対する年金額の増額を含んでいる。



資料出所：DRESS（2003年から2008年にかけての年金金庫による年次調査および2004年の年金制度間標準；DRESSの計算）

注：その年の12月31日に生存している、フランス国内外で生まれ居住する直接的権利の年金の受給者数である。

図2 直接的権利の年金平均月額 (全制度)

ることを徹底的に取り去ったからである¹¹⁾。しかし、女性の労働力率は、子ども1人の場合82.7%、

2人の場合83.0%であるが、3人以上になると65.8%（子ども3人の場合の男性の労働力率は95.3%。以下、括弧内は男性の数値）となってしまふ。保育サービスの供給に問題がある3歳未満の子どもがいると、3歳未満の子ども1人のときは女性の労働率は79.0%（97.1%）であるが、2人の子どものうち1人が3歳未満だと66.1%（96.9%）、3人以上の子どものうち少なくとも1人が3歳未満だと40.3%（95.7%）と格段に労働力が下がってしまう。男性は、子どもが生まれても79.6%が職業上の変化はなかったと答えているが、女性でそう答えているのは50.2%にすぎない（2004年から2005年の調査）。男性は、子どもによって就労継続の影響をほとんど受けないのに対し、女性は今なお大きな影響を受けている。

フランスの男女間賃金格差を見ると、女性の賃金は男性の賃金よりも平均で19.2%低い。それでは、男女間賃金格差の原因は何だろうか。

第1に、短時間労働者に女性が多いことである。女性労働者のうち短時間労働者は29.9% (6.0%) で、短時間労働者全体に占める女性比率は81.9%である。育児との両立から、女性が短時間労働に就いている。日本との大きな違いは、非自発的短時間労働者が多いことである。短時間労働者の賃金は、フルタイム労働者よりも少なく、また昇進もどめない。何よりも短時間労働で期間の定めのある労働者である場合には、雇用が不安定になる。

第2に、女性は、資格が低く賃金の低い職種に集中していることである。フランスの性別職業分離は著しく、男女混合職業（女性比率48%から52%）といえるのは、雇用全体の10%を下回る5つの職業しかない。女性はサービス業に集中している。とりわけ、家庭的職業（*les familles professionnelles*）87のうち家事従事者や保育ママなど12の家庭的職業には、女性の50.6%が就いており、女性比率は77.5%である。

第3に、女性に幹部社員（*cadres*）が少ないことである。幹部社員に就いている女性は、女性全体の13.8% (19.1%) であり、幹部社員に占める女性比率は、39.5%となっている。さらに、男女賃金格差のなかで、幹部社員の男女賃金格差が最も大きく、女性幹部社員の賃金は、男性幹部社員の賃金よりも23.4%低くなっている。

上記のような男女格差は、年金の受給に関して、男女差をもたらしている。

フランスでは、年金受給の時期について個人の選択の自由が保障されている¹²⁾。年金支給開始可能年齢で満額の支給率を満たしている場合は、退職し満額の支給率で年金を受け取るか、上乗せ率によって年金額を増やすために何年かさらに働くという選択肢がある。もし、満額の支給率を満たしていない場合は、すなわち必要な4四半期を満たしていない場合は、満額の支給率に達するまで就労するか、減額された率で計算された年金を受

け取って退職するかの選択肢がある。

女性は、育児等で就労を中断しがちであるために、満額の支給率で受給できるキャリア（*carrières complètes*、以下、満額支給率キャリア）を達成できる比率は、男性より低くなることも年金額の男女格差の原因である。2004年の時点で、65歳以上の満額支給率キャリアを見ると、女性の41%しか達成できていないのに対し、男性の86%は達成できている。男性は年齢層による違いはあまりないが、女性は、65歳から69歳で45%であるのに対し、年齢層が上がるにつれて低くなり、85歳以上は33%となっている。2010年の調査によっても、期間によって満額支給率を達成したのは、女性で41%、男性で60%、年齢によって満額支給率を達成したのは、女性で23%、男性で17%となっている¹³⁾。女性は、期間による満額支給率達成の割合が、男性よりも低くなっている。

したがって、女性は、年金を実際に受け取る裁定（*la première liquidation*）を行う年齢を、年金受給開始可能年齢よりも遅くし、年金額を増やそうとする傾向にある。1938年生まれの女性で、60歳未満で裁定を受けたのは6% (14%)、60歳は53% (72%)、61歳から64歳は11% (10%)、65歳から66歳は30% (5%) となっている。男性は、60歳以前に86%が裁定を受けているのに対し、女性は、59%にすぎない。

また、最も多くの人が入っている第1階層の基礎制度であるCNAV (1,139万5,340人) は、男性49対女性51となっている。第2階層の補足制度であるARRCO (955万9,693人) は、男性54対女性46、同じく第2階層の幹部の補足制度であるAGRIC (190万6,141人) は、男性77対女性23となっている(2008年)。民間企業の労働者の場合には、幹部社員であれば、3つの制度に加入するが、女性の場合には幹部社員が少ないことからAGRICに加入している女性は男性に比べて少なくなっている。

子どもの加算を除く平均年金月額、基礎制度のみ261ユーロ(3万1,059円)、基礎制度+ARRCOは695ユーロ(8万2,705円)、基礎制度+ARRCO+AGRICは2,460ユーロ(29万2,740円)となっている(2004年)。多層となっている複数の制度の公的年金に加入している女性は男性よりも少ないことも、年金額の男女格差を生みだしている。多層の年金制度に加入している方が、子どもについての加算においても高額になる。

(2) 年金に関する家族的権利および配偶者の権利の状況と女性の年金への影響

どのような家族的権利が、どのように受給されているのだろうか。家族的権利のいかなる給付も受けていない男性は61.2%だが、女性では10.4%となっている。女性はほとんどが受給している。女性の受給状況を見ると、MDAのみ41.9%(0.0%)、MDA+10%増額+AVPFで27.1%(0.0%)、MDA+10%増額で11.2%(0.0%)、MDA+AVPF9.4%(0.0%)である。男性の受給状況は、10%増額のみ35.9%、AVPE+10%増額2.6%、AVPFのみ0.4%となっている。女性の89.6%が少なくともMDAを受けているのに対し、男性の

38.4%は少なくとも10%増額を受けていた。MDAは、もともと母親にのみ支給されていたので、男性の受給者はゼロとなっている(2005年)。

MDAによってどのくらいの四半期数が女性に加算されているのだろうか。1人の子どもの場合7%(138四半期数→146四半期)、2人の子どもの場合17%(116四半期数→131四半期数)、3人の子どもの場合25%(99四半期数→123四半期数)、4人以上の子どもの場合36%(90四半期数→130四半期)となっている(2004年)。

家族的権利による年金額の増額を見ると、表4が示すように子どもの数が増えるにつれて、家族的権利の年金額への寄与度が高くなっている。

AVPFは、何らかの家族給付を受給していないと対象とならないが、どのようなタイプの家族給付を受けている人が多いのかを見ると、最も多いのが乳幼児受け入れ給付の基礎手当で51.5%と過半数を占めている。それに続くのが家族補足手当の36.3%、就労自由選択補足手当の11.1%、障害児教育手当0.9%、障害者手当0.1%となっている(2007年)。このことから、AVPFを利用しているのは、生まれてから3歳までの幼い子どもを養育している場合か¹⁴⁾、あるいは、3人以上の子どもを

表4 直接的権利の年金に対する家族的権利の寄与
(1934年から1938年生まれの世代の女性、子ども数別)

	2004年のすべての制度の年金平月額		年金平均額への家族的権利の寄与 $1 - (a) / (b) *$	個人的寄与の平均**
	家族的権利なし (a)	家族的権利つき (b)		
子どもなし	1,122ユーロ	1,122ユーロ	0%	0%
子ども1人	995ユーロ	1,029ユーロ	3.3%	7.4%
子ども2人	737ユーロ	818ユーロ	9.9%	18.3%
子ども3人	527ユーロ	703ユーロ	25.0%	34.4%
子ども4人以上	320ユーロ	627ユーロ	49.0%	58.9%
総計	693ユーロ	825ユーロ	16.0%	26.4%

資料出所：DRESS, Echantillon interrégimes de retraités (EIR) 2004, Echantillon interrégimes de cotisants (EIC) 2001

* 平均年金額への家族的権利の寄与は、家族的権利のある年金平均額を、一定の人口のために家族的権利のない平均年金額(子どものない女性、子どもが1人の女性など)に関連づける

** 個人的寄与の平均は、考慮される人口のために家族的権利のある年金とない年金の間の関係の平均であり、個人から個人に行われる。

持っている場合¹⁵⁾であることがわかる。

では、AVPFはどのような寄与を年金受給者にしているのだろうか。新規年金受給者でAVPFの受給者についてみると、AVPFなしだと年金額が、男性は7,360ユーロ（87万5,840円）、女性は4,233ユーロ（50万3,727円）だったのが、AVPFによって男性は7,672ユーロ（91万2,968円）、女性は5,662ユーロ（67万3,778円）になった。すなわち、AVPFは、男性では312ユーロ（3万7,128円、+4.2%）、女性では1,429ユーロ（17万51円、+33.8%）の年金増額の寄与があった。AVPFは、女性により多くの寄与をしている。

年金指針評議会（CONSEIL D'ORIENTATION DES RETRAITES）は、家族的権利に基づく制度によってその目的が達成されたか否かについて、表5に示すような評価をしている。所得の水平的再分配を行っているのは、年金額の増額のみであり、垂直的再分配を行っているのは、AVPFである。男女の事実上の不平等を削減する効果がある

とされているのは、AVPF、MDA、育児親休暇のみなし期間化である。3人以上子どもがいると対象となる年金額の増額は、男性にも適用されるので、男女間の事実上の不平等の解消には寄与しないとされている。

それでは、高齢単身女性の経済的状況はどのようなのだろうか。寡婦の平均生活レベルは、高齢カップルと比較しておおよそ13%の格差がある。この格差は、夫が死亡する以前から寡婦の生活レベルが、カップルの生活レベルの平均値よりも劣っていたという事実からきている。それは、第1に、寡婦は、カップルの年金受給者よりも高齢であり、そして、年金は世代につれて増えていること、第2に、死亡率の差異があること。労働者の妻は、幹部社員の妻よりも早くかつ少し長く寡婦となるが、有利な階層出身の人は、不利な階層出身の人よりもカップルであることがより多く、寡婦になることはより少ないことによる。夫が働いているときに寡婦となる場合には、早く死亡することは

表5 家族的権利の実際的制度によって達成される目的

目的→	子どものいる被保険者へ付加的権利を与える（水平的再分配）	キャリアへの子どもの影響を補償する			男女間の事実上の不平等を削減する	低所得に対する再分配をする（垂直的再分配）
実際の制度↓		就労の中断・削減を補償する	キャリアの遅れを補償する	より早期の年金受給を可能にする		
年金額の増額	Oui	Non	Non	?	Non	Non
AVPF	Oui	Oui	?	Non	Oui	Oui
MDA	一般制度	Oui	Non	Non	Oui	Non
	公務員*	Oui	Oui	Non	Non	Non
育児親休暇のみなし化	Oui	Oui	Non	Non	Oui	Non
3人以上の子どものための早期受給**	Oui	Non	Non	Oui	Non	Non

資料出所：CONSEIL D'ORIENTATION DES RETRAITES, Retraites:droits familiaux et conjugaux, Sixième rapport adopté le 17 décembre 2008, 221頁。

* 2003年改革後は、2004年1月1日以降に生まれた子どもについてである。

** 公務員における制度である。

夫にほとんど職業上の資格がないことを意味し、振替年金は、夫の不完全なキャリアを基礎に計算されることになるからである。

65歳以上の高齢単身女性の収入の内訳を見てみると、寡婦は12,181ユーロの年金（直接的権利＋派生的権利、144万9,539円）、13ユーロの扶養定期金・補償給付（1,547円）、361ユーロの就労収入（4万2,959円）、1,297ユーロの遺産（15万4,343円）、532ユーロの社会給付および税金の未収金（－6万3,308円）であるのに対し、離婚女性は、11,233ユーロの年金（133万6,727円）、358ユーロの扶養定期金・補償給付（4万2,602円）、592ユーロの就労収入（7万0,448円）、923ユーロの遺産（10万9,837円）、34ユーロの社会給付および税金の未収金（－4,046円）となっている1999年から2001年）。離婚女性の方が、若干少ない年金収入になっている。

2 年金と男女平等原則

MDAは、子育てに関して、もともと女性にだけ四半期を加算していた。そこで、2001年12月21日の社会保障財政法32条（社会保障法典L.351-4）が、「社会保険の被保険者である女性は、8四半期を上限に、各子どもについて1四半期の保険期間の加算を受ける」と規定していることが、憲法の男女平等原則に反するのではないかということが争われた。

2003年8月14日の憲法院決定¹⁶⁾は、次のように述べて、男女平等原則違反ではないとした。

「23 平等原則は、その結果もたらされる待遇の相違が定められた法律の目的と直接関係しさえすれば、立法者が異なる状況に異なる方法で規制すること、一般的利益（*intérêt général*）を理由として平等に違反することに反対しない。

24 子どもの養育に結びついた社会的特典の付与は、原則として親の性別には左右されない。

25 しかしながら、女性がこれまで対象となっ

ている事実上の不平等を考慮することは、立法者の権限であること、特に、女性は子どもを養育するために男性よりも職業活動を中断していること、2001年の平均保険期間は男性のそれよりも11年短いこと、女性の年金は、平均的に男性の年金よりも3分の1以上少ないこと、この状況を考慮にいれ、および将来的に女性被保険者に給付される年金水準に対して社会保障法典L.351-4条の削除がもたらす結果を防ぐことに付随する一般的利益を理由に、立法者はそれらのことを修正するために、通常なくすべきとされる不平等を補償するための規定を維持することができる。」

すなわち、憲法院は、子育てに関する男女の違いがもたらしている年金の保険期間等における男女の格差という事実上の不平等の解消を理由に、立法者が男女に異なる待遇をもたらす立法を「一般的利益」があるとして男女平等原則違反ではないと判断している。

しかし、2009年2月19日の破毀院民事部判決は、異なる判断をした。6人の子どもを育てている男性が、子育てによる保険期間の加算を基礎とした年金の裁定を金庫に求めたところ、棄却されたので争った事件である。破毀院は、同じ状況において子どもを育てている男性と女性の間の差異は、客観的および正当な根拠がない限り認められないとして、女性のみ子どもを育てたことに対するキャリアの加算の受給を認めている社会保障法典L.351-4条は、1950年11月4日の人権・基本的自由に関する保護条約および議定書第1条付加条項n°1に反するとした。

これを受けて、従来女性にのみ認めていた子育てによる保険期間加算を「産む性であること」を理由する加算以外は、原則男女の話合いで決めるように、社会保障法典は改正された（Ⅲ1（1）①参照）。

年金制度における女性優遇措置は、事実上の男女格差を是正するものとして、これまで立法上配

慮され、裁判所によっても男女平等原則には反しないと解されてきた。確かに、表5に見るように、家族的権利に関する優遇措置は、職業活動の中断や事実上の男女不平等の是正に貢献してきたことは否定できない。しかし、このことは、男女平等原則が、社会的保護および家族政策のフランスモデルの根幹に存在していなかったことを示しているし、フランスの家族政策が国の人口ヴィジョンの名のもとに差別の維持を推進してきたことを意味する。また、雇用政策も、短時間労働の促進に見るように、差別的であった¹⁷⁾。

年金制度における男女平等は、職業活動における男女平等の実現および仕事と家庭の両立ができる家族政策の推進がなければ実現することはできない。

そこで、2011年改革は、2012年1月1日以降、賃金格差是正のための団体協定または活動計画を持たない企業に全賃金の1%までの経済的制裁を科す労働法典の改正も行った。2006年3月23日法が、男女間の賃金格差を是正するような取組みをするために企業および部門レベルの交渉を義務づけたが、はかばかしく進展していなかったことがあった。年金制度改革と職業平等政策を連動させようとする新しい試みである。

V おわりに

フランスの高齢女性の年金問題では、振替年金の支給対象者が法律婚配偶者に限定されていることも問題とされている。例えば、PACSにも振替年金の権利を認めるべきであるという決議が、反差別・平等促進高等機関(Haute Autorité de Lutte contre Discrimination et pour l'égalité, HALDE)によって、2010年9月13日になされている¹⁸⁾。その理由として、第1に、婚姻の減少に伴い、PACSの95%は、実際には異性間のカップルであるので、振替年金の受給に婚姻という絶対的条件をつける

ことは、男女間の格差の溝を開いたままにすること、第2に、婚姻を絶対的条件とすることは、性的志向に基づく直接的差別を構成すること、を挙げている。すなわち、フランスでは、同性カップルは婚姻できないし、配偶者の法的地位とPACSパートナーの法的地位は年金の対象としては同じものと考えられるとしている。

また、離婚時の年金分割についても、議論がある。フランスの年金の基礎制度の仕組みでは、離婚時に相手の年金額が確定していないということがあって、離婚時年金分割の制度化を困難にしている¹⁹⁾。

振替年金および離婚時年金分割については、紙幅の関係で問題点の指摘にとどめ、他日を期したい。

注

- 1) 直接的権利というのは、自らの職業活動による保険料拠出によって受給する年金の権利のことである。
- 2) 1ユーロ=119円(2011年4月1日NY終値)で計算した。以下、同じ。
- 3) 2010年の年金財政の赤字は300億ユーロ(3兆5,700億円)であるが、年金制度改革をしないと、2018年には440億ユーロ(5兆2,360億円)の赤字になると予想されていたのに対し、改革をすると赤字はゼロになると、政府は説明している(www.retraites2010fr)。
- 4) フランスの年金制度については、Patrick Aubert et Virginie Christel, Les Retraités et les retraites en 2008, Ministère du Travail, de l'emploi et de la Santé, Observatoire-retraites, Conseil d'Orientation des Retraites, www.retraites2010.fr, GIP INFO RETRAITEの各年金関連資料、江口隆裕『変貌する世界と日本の年金-年金の基本原理解から考える』法律文化社、2008年、加藤智章『医療保険と年金保険-フランス社会保障制度における自律と平等』北海道大学図書刊行会、1995年、加藤智章「第6章 年金制度」(藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障⑥フランス』東京大学出版会、1999年所収)、嵩さやか『年金制度と国家の役割』東京大学出版会、2006年、嵩さやか「フランス年金制度の現状と展望」海外社会保障研究161号、2007年、37頁-49頁を参照した。
- 5) 任意保険は、障害も対象としている。一般制度の老齢保険に加入している場合には、障害のみの任意保

- 険となる。任意保険の請求は、当該人が所属する初級疾病保険金庫に行く。
- 6) IV は、主に、CONSEIL D'ORIENTATION DES RETRAITES, Retraites:droits familiaux et conjugaux, Sixième rapport adopté le 17 décembre 2008, Dominique Grandguillot, Droit Social 12é 2010-2011, Gualino, 2010, Ministère de Solidarités et de la Cohésion Sociale のHP、l'Assurance Retraite のHP の年金関係資料に拠った。
- 7) maternité は、母性と訳される場合もあるが、母性という言葉にはさまざまな意味が込められてしまう。そこで、生物学的な性差を意味する、「産む性であること」と本稿では訳す。
- 8) 死亡の場合、2009年1月1日以降は55歳以上であるが、2007年7月1日から2008年12月31日までは51歳、2005年7月1日から2007年6月30日までは52歳、2005年7月1日以前は55歳である。
- 9) 統計数字は、Ministère de Solidarités et de la Cohésion Sociale、CHIFFRES-CLÉS 2010、2011に拠り、2009年の数字である。また、CONSEIL D'ORIENTATION DES RETRAITES、op.cit. に掲載の統計および記述にも拠った。
- 10) 井上たか子「フランス高齢女性の貧困と年金制度」女性空間27号、p. 36.
- 11) 神尾真知子「フランスの子育て支援-選択の自由と家族政策」海外社会保障研究160号、p. 66-67.
- 12) 嵩さやか、前掲論文、p. 41.
- 13) Samia BENALLAH, Patrick AUBERT, Nadine BARTHELEMY, Marianne CORNU-PAUCHET et Julien SAMAK, Les motivations de départ à la retraite, études et resultats N° 745, janvier 2011, p. 6.
- 14) 乳幼児受け入れ給付の基礎手当は、子どもの誕生から3歳になるまで支給される(養子の場合には引き取りの月から36か月支給)。
- 15) 家族補足手当は、3人以上で21歳未満の3人以上の子どもがいることが支給要件である。
- 16) Conseil Constitutionnel, Décision n° 2003-483 DC du 14 août 2003
- 17) Marie-Thérèse LANQUETIN, Les retraites des femmes: quelle égalité?, DROIT SOCIAL N° novembre 2003, p. 969、同、Les retraites des femmes: quelle égalité?, DROIT SOCIAL N° 3 Mars 2011, p. 286.
- 18) Délibération n° 2010-202 du 13 septembre 2010
- 19) Catherine ZAIDMAN, L'individualisation des droits réduirait-elle les inégalités homes/femmes?, DROIT SOCIAL N° 6 Juin 1998, p. 592.

(かみお・まちこ 日本大学教授)